

# 公 示

## 公示第5号

道路運送法施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第3号による運行回数の指定について

道路運送法施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第3号の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業に係る運行計画における運行系統ごとの運行時刻を記載しなければならない運行回数について、下記のとおり指定する。

ただし、競合系統を有する運行系統における道路運送法施行規則第15条の14第1項第3号の指定は除く。

平成14年7月1日

北陸信越運輸局長 武 藤 秀 一

### 記

- 1 新潟運輸支局及び長野運輸支局管内を包括した指定とする。

運行回数は、10回以下とする。

- 2 石川運輸支局及び富山運輸支局管内を包括した指定とする。

運行系統ごとの運行時刻を記載し、事後届出となる運行回数は、1日15回とする。

### 附 則

- 1 . この公示は、平成14年7月1日から適用する。
- 2 . 「道路運送法施行規則第15条の12第1項第2号及び第15条の14第1項第3号による運行回数の指定について」(平成13年12月27日付け公示第85号)は、平成14年6月30日限りでこれを廃止する。